



宮 崎 県 公 報

令和6年12月5日(木曜日) 第567号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
○指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) …… (障がい福祉課) 1		○保安林の指定…………… (“) 2
		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出…………… (商工政策課) 2

告 示

宮崎県告示第 662号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550500229	学齢期療育相談・支援事業所いーずⅢ	小林市細野 282番地5	特定非営利活動法人カラザ	小林市真方 116番地5	令和6年12月1日	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 663号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551726153	リム	北諸県郡三股町大字蓼池字南原3662番5	Funny Days 合同会社	北諸県郡三股町宮村2774番地14	令和6年12月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 664号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年12月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原 3826-2 (次の図に示す部分に限る。)、3826-16、3826-19
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 665号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東白杵郡門川町大字川内字安者3185-1、3191-1、3197、3198、3200、3202-1、3203、3205、3205-1、3208、3210、3214-1、3215-1、3216-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル加納店
宮崎市清武町加納乙 382-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和6年7月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
非公開
 - (2) 意見の内容又は趣旨

本件施設は、もともと不整形な土地に、店舗と駐車場を有効に配置しようとした結果、施設東側の道路に出入口No.2及び3を設け、特に退店する車両は全て、ここを通過して交差点A(清武町下加納交差点のこと。以下において同じ。)に達することになっている。この道路は市道だが、センターラインも無い狭い道路で、もともとニュー池田台団地と下加納地区の住民が地区外に出るための生活道路である。

その上、当該道路は大きく湾曲しており、見通しが良く無い上、続く交差点Aはいわゆる変形交差点であり、特に南進方向

は直進と右折が一車線となっており、対向車線の交通量が多いこともあって、通過が困難な交差点となっており、時間帯によっては一回の信号で1~2台しか通過出来ないことも多い。

このため、現状でも、交差点Aを避けて、交差点手前の細い脇道に左折して、一本東側の細い道に出るか、別店舗(快活クラブ)の駐車場を違法に通過して県道に出る車が少なくない現状である(これらの車の多くが店舗出入口にて一旦停車しないため、歩行者・自転車に危険を感じることも多い)。

しかも、今回設置される予定の出入口2及び3は、その間隔が狭い上、当該出入口の道路を挟んだ向かい側には、最近開業した歯科、整形外科及び神経内科の駐車場出入口があり、この対向する計5か所の駐車場出入口に出入する車両と、団地・地区に出入する車両が輻輳することは容易に想定され、事故の発生、渋滞の発生が大きく懸念される。交差点Aは、左折と右折・直進車線区間が短いため、車両が滞留することが現状でも多いため、道路幅が狭い現状で、複数の駐車場出入口が狭い区間に設置されれば、駐車場の出入、道路の南北方向の進行共に大きく阻害されることは自明である。

事業者は、「問題が生じれば、道路管理者、警察に要望していく」と説明会で回答しているが、問題解決に必要と思われる、東側市道の改良や、交差点Aの改良又は交差点Aの信号の整備(右折矢印の設置や、時差の導入)には積極的に関与するつもりは無いようで、関係行政機関による整備の実現は、結局困難であるか、相当時間が掛かると思われる。予め想定されるものを放置して、施設整備を優先している状況にあるといえ、施設整備後、地域住民の生活道路の環境が著しく損なわれることは明白であり、地域住民は皆、不安・不満を抱えている。

事業施行にあたっては、当該問題を放置したまま進められることが無いよう、強く希望する。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年12月5日から令和7年1月6日まで